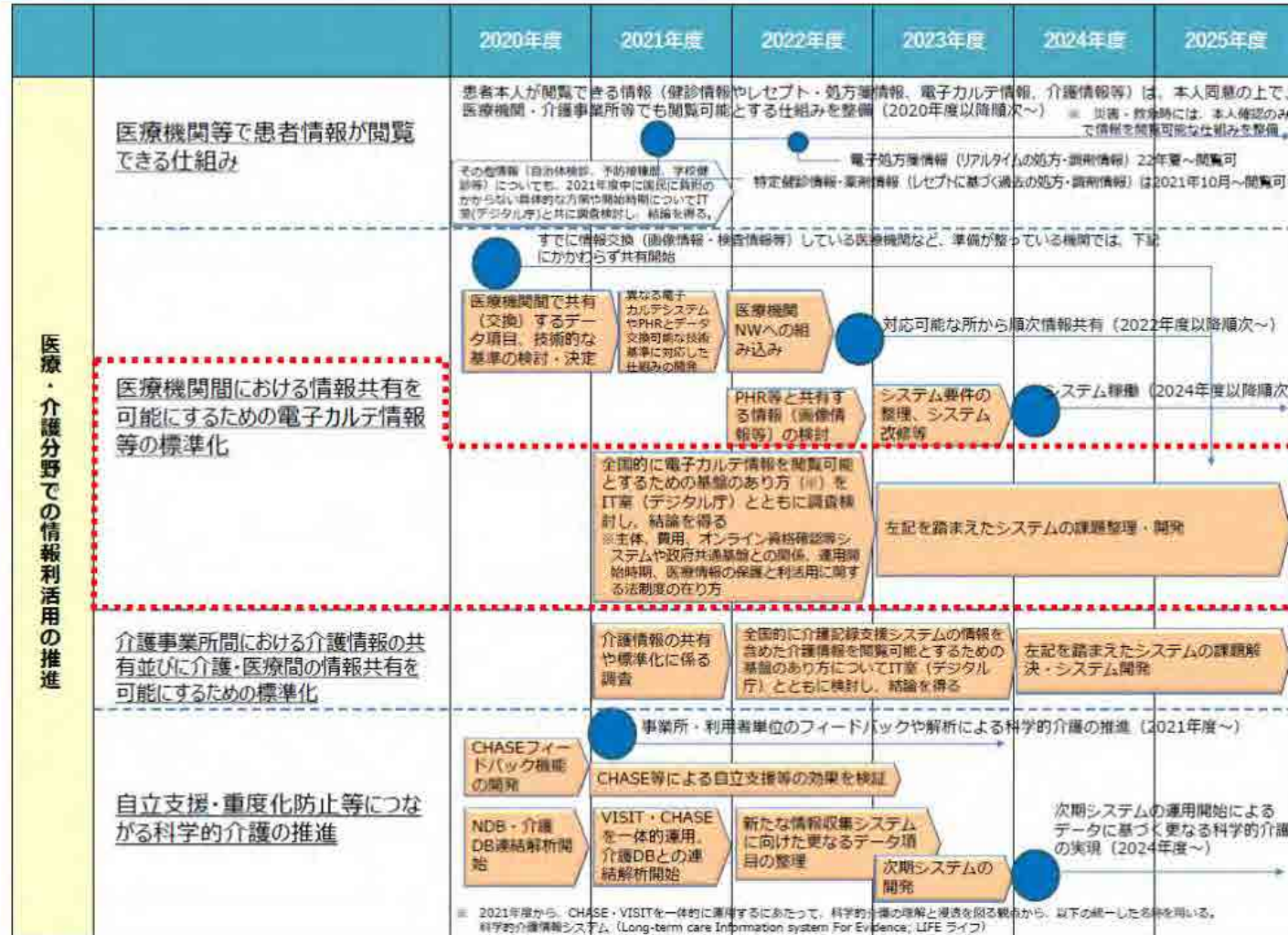


データヘルス改革工程表（厚生労働省）

第8回データヘルス改革推進本部資料
(令和3年6月4日) (一部加筆)

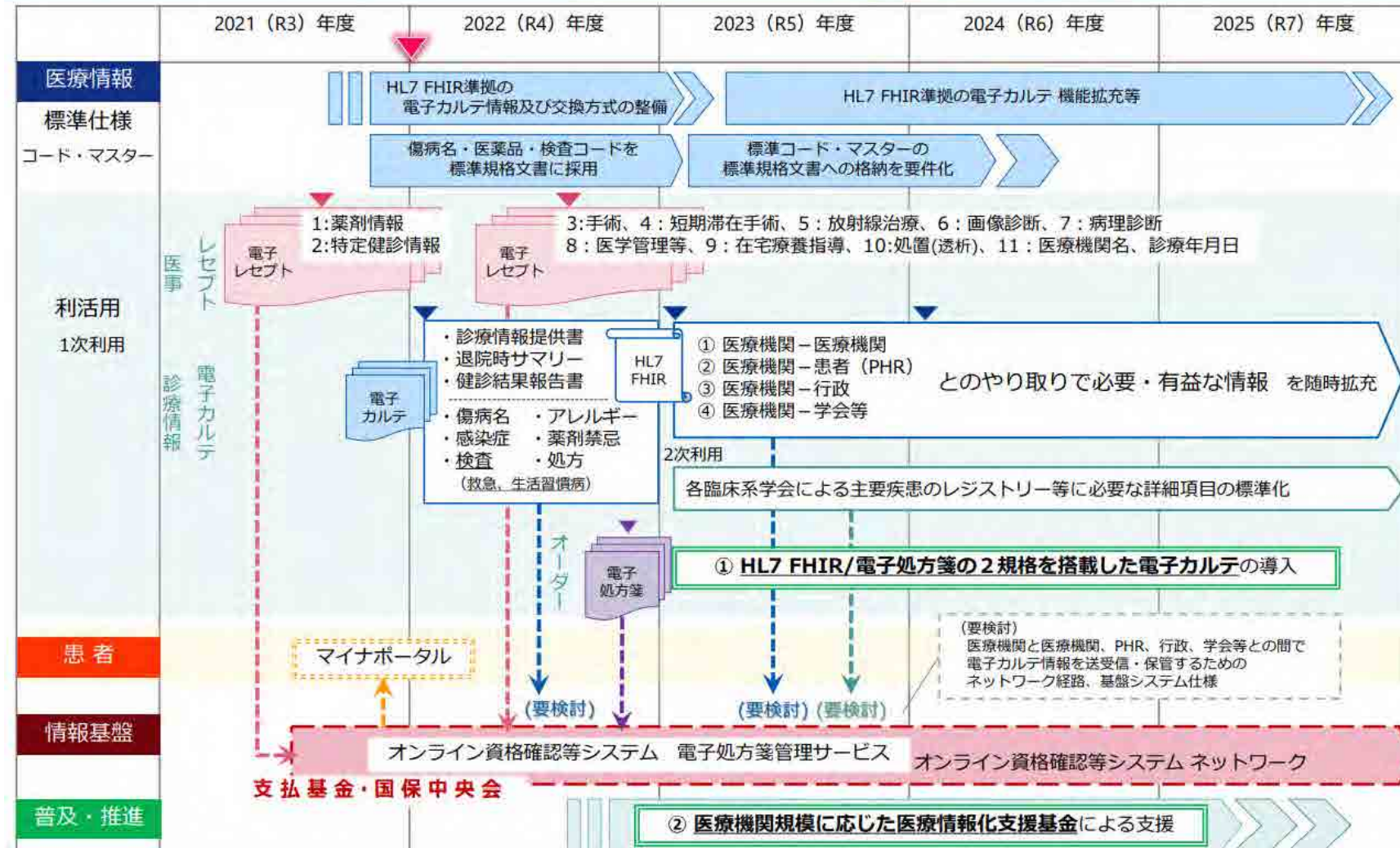
データヘルス改革に関する工程表（抜粋）



電子カルテ情報の標準化の工程(厚生労働省)

第8回 健康・医療・介護情報利活用検討会
(令和4年3月4日) 資料2 (一部改変)

電子カルテ情報等の標準化 今後の進め方 (イメージ)

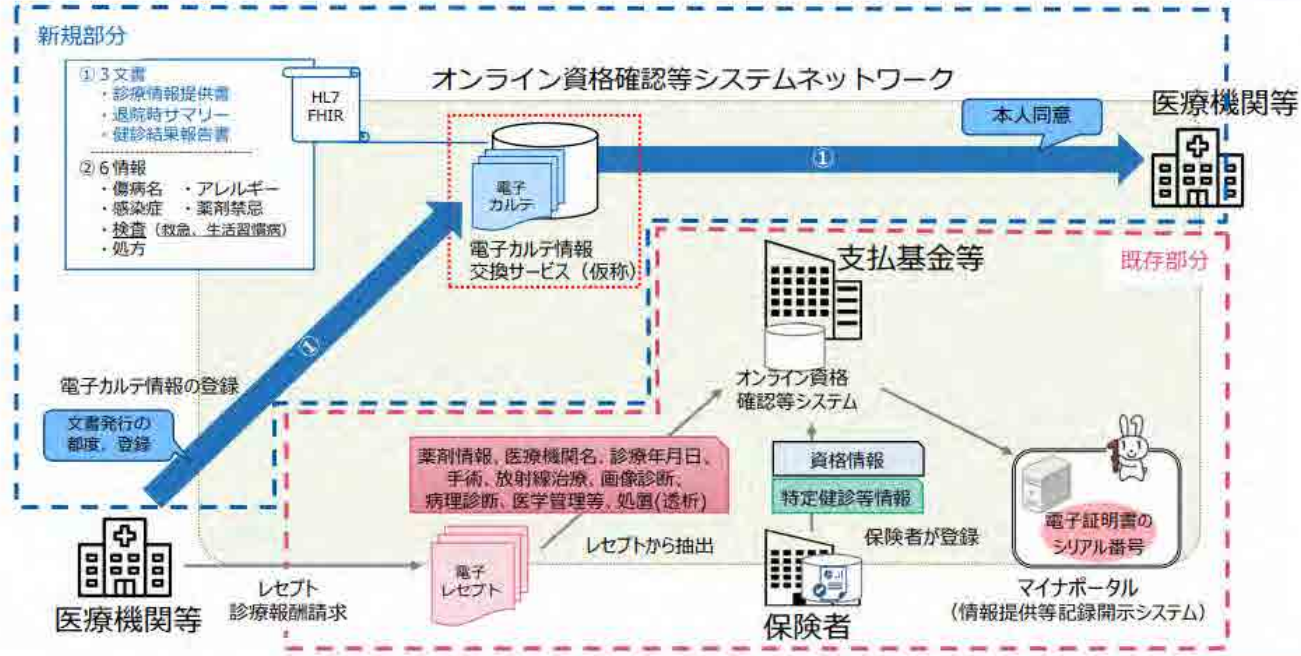


出所) 第8回健康・医療・介護情報利活用検討会「本体資料2 医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループについて」(令和4年3月4日)

3文書6情報

考えられる実装方法（イメージ）

全国的に電子カルテ情報を医療機関等で閲覧可能とするため、以下の実装方法についてどのように考えるか。



① 医療機関等の中でやり取りする3文書情報について、既存のオンライン資格確認等システムのネットワーク上で相手先の医療機関等に送信し、相手先の医療機関等において本人同意の下で同システムに照会・受信できるようにしてはどうか。

送受信方式

4

出所：第4回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ「資料1全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤について」（令和4年5月16日）

今は3文書6情報に限定されていますが、共有すべき情報の整理、これは今後情報を拡充していく中でどういった情報を共有することが患者様のためになるのかといった視点での検討。それから、まさに標準規格にするための規格化や標準コードの維持管理の体制整備なども、併せて今後医療機関で情報を拡充することを議論する中には必要な整理だと考えています。（令和4年5月17日 第9回健康・医療・介護情報利活用検討会 厚生労働省説明）

3文章の名前	現状の要件
診療情報提供書	診療情報提供料の算定要件として、交付した診療所情報提供書の写しを診療録に添付することとなっている。
退院時サマリー	診療録管理体制加算の要件として、入院患者について退院時要約が作成されていることを規定している。
健診結果報告書	健診結果は、本人に通知しなければならないとしている。

他院への紹介時、退院時、健診時において、医療機関で各文書を作成することが実質義務化されている。

出所：厚生労働省保険局医療課医療指導監査室「保険診療の理解のために」（平成30年度）、平成30年保医発0305第2号、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）

新たなデータヘルス改革が目指す未来(厚生労働省)

新たなデータヘルス改革が目指す未来

第6回 データヘルス改革推進本部
(令和元年9月9日) 資料1

データヘルス改革で実現を目指す未来に向け、「国民、患者、利用者」目線に立って取組を加速化。
個人情報保護やセキュリティ対策の徹底、費用対効果の視点も踏まえる。

ゲノム医療・AI活用の推進

- 全ゲノム情報等を活用したがんや難病の原因究明、新たな診断・治療法等の開発、個人に最適化された患者本位の医療の提供
- AIを用いた保健医療サービスの高度化・現場の負担軽減

【取組の加速化】

- ・ 全ゲノム解析等によるがん・難病の原因究明や診断・治療法開発に向けた実行計画の策定
- ・ AI利活用の先行事例の着実な開発・実装

※パネル検査は、がんとの関連が明らかな数百の遺伝子を解析

自身のデータを日常生活改善等につなげる PHRの推進

- 国民が健康・医療等情報をスマホ等で閲覧
- 自らの健康管理や予防等に容易に役立てることが可能に

【取組の加速化】

- ・ 自らの健診・検診情報を活用するための環境整備
- ・ PHR推進のための包括的な検討



医療・介護現場の情報利活用の推進

- 医療・介護現場において、患者等の過去の医療等情報を適切に確認
- より質の高いサービス提供が可能に

【取組の加速化】

- ・ 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進と、運用主体や費用負担の在り方等について検討
- ・ 電子カルテの標準化推進と標準規格の基本的な在り方の検討



データベースの効果的な利活用の推進

- 保健医療に関するビッグデータの利活用
- 民間企業・研究者による研究の活性化、患者の状態に応じた治療の提供等、幅広い主体がメリットを享受

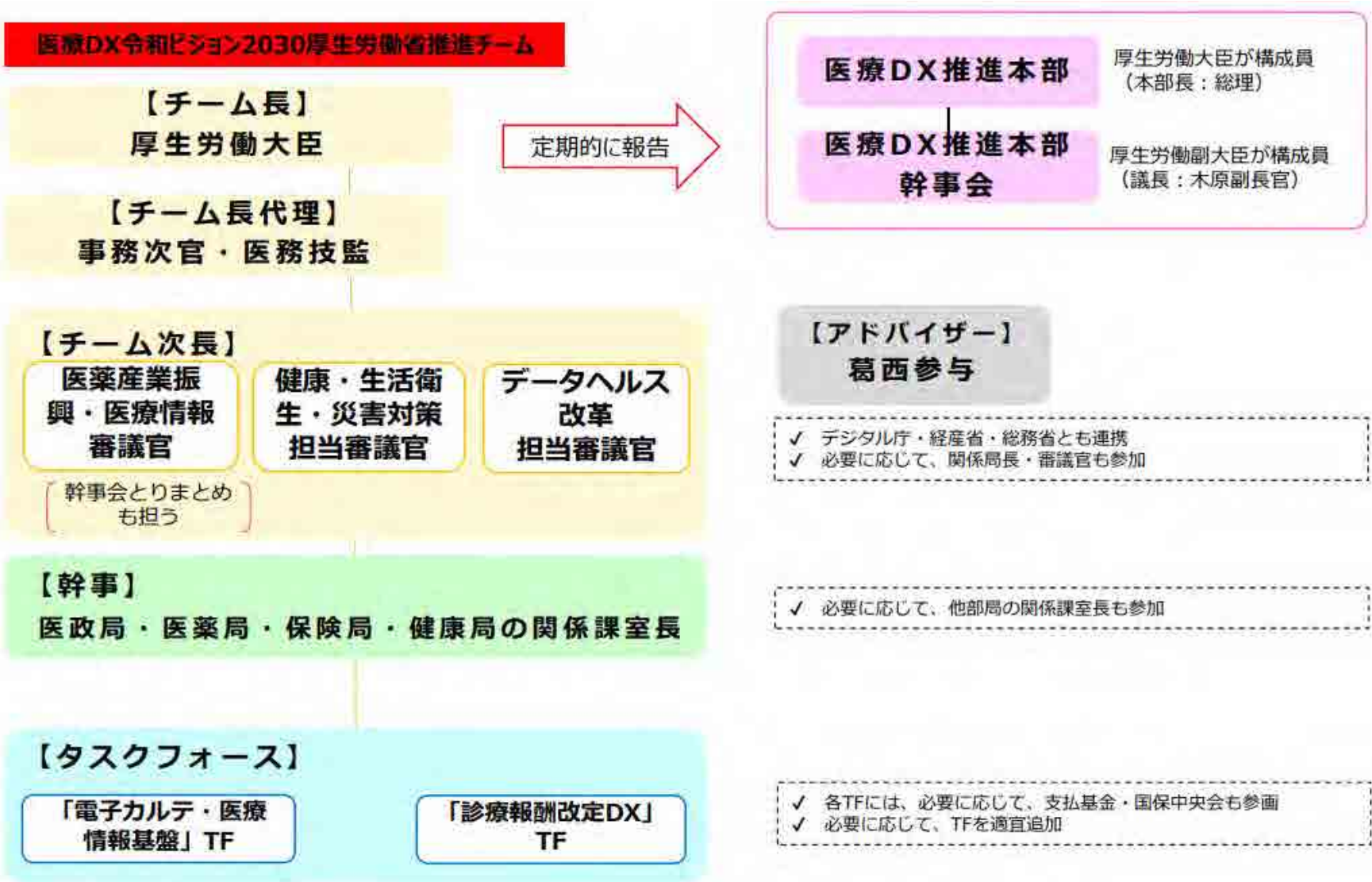
【取組の加速化】

- ・ NDB・介護DB・DPCデータベースの連結精度向上と、連結解析対象データベースの拡充
- ・ 個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報連結の仕組みの検討



出所) 第1回 介護情報利活用ワーキンググループ「資料4 医療情報共有の現状」(令和4年9月12日)

医療DX令和ビジョン2030体制



出所) 厚生労働省「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料について”(2022年9月)

医療DXの背景・方向性・骨格

背景

- 世界に先駆けて少子高齢化が進む我が国において、国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療情報（介護含む）の利活用を積極的に推進していくことは非常に重要。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症流行への対応を踏まえ認識された課題として、平時からのデータ収集の迅速化や収集範囲の拡充、医療のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」の推進等により、次の感染症危機において迅速に対応可能な体制を構築できることとしておくことが急務。

方向性

- 国民による自らの保健・医療情報（介護含む）への容易なアクセスを可能とし、自らの健康維持・増進に活用いただくことにより、健康寿命の延伸を図るとともに、医療の効率的かつ効果的な提供により、診療の質の向上や治療等の最適化を推進。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症流行に際して開発された既存のシステムも活用しつつ、医療情報に係るシステム全体として、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みを構築。
- さらに、医療情報の適切な利活用による創薬や治療法の開発の加速化により、関係する分野の産業振興につながることや、医療のデジタル化による業務効率化等により、SE人材を含めた人材のより有効な活用につながること等が期待される。

骨格

1. 「全国医療情報プラットフォーム」
2. 電子カルテ情報の標準化、標準型電子カルテの検討
3. 「診療報酬改定DX」

出所) 厚生労働省「第1回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム資料について”(2022年9月)

全国医療情報プラットフォーム（将来像）

